

富山県総合運動公園
及び 富山県武道館

指定管理者募集要項

令和8年8月

富山県
土木部都市計画課
生活環境文化部スポーツ振興課

目 次

第1 公の施設に関する事項

1 施設概要	1
(1) 名称	1
(2) 所在地	1
(3) 設置目的・管理運営方針	1
(4) 施設の概要	1
(5) 設備・備品の内容	2
(6) 利用状況等	2

第2 募集に関する事項

1 募集の趣旨	3
2 条件等	3
(1) 申請資格(指定管理者に求める要件)	3
(2) 指定管理者が行う業務の範囲・内容	4
(3) 管理の基準	5
(4) 利用促進の取組み	7
(5) 指定期間	7
(6) 県が支出する指定管理料の上限	7
(7) 利用料金制について	11
(8) 指定管理者と県とのリスク(役割) 分担	11
(9) 管理の業務の実施に伴って生ずる権利の帰属について	12
(10) 定期報告書(月報)の提出	12
(11) 事業報告書(事業年度報告書)の提出	13
(12) 事業評価	14
(13) 県からの派遣職員について	14
(14) 公の施設の管理に必要な資格及び現在の指定管理者の職員の雇用の提案について	14
(15) 県による調査・指示等	15
(16) 県による指定管理者に対する評価	15
(17) 第三者による指定管理者に対する評価(第三者評価)について	16
(18) 監査委員及び包括外部監査人による監査	16
(19) 施設管理の継続が適当でない場合における措置	16
(20) 県公共施設予約システムについて	16

3 応募・選定手続き	18
(1) 募集要項の配布	18
(2) 申請方法	18
(3) 質疑応答	20
(4) 説明会の開催	21
(5) 審査方法及び審査基準	21

第3 指定管理者の指定及び協定の締結

1 指定管理者の指定	24
2 協定の締結	24

第4 その他

1 スケジュール	25
2 その他留意事項	25
3 配布資料	
(1) 指定申請書類一式	
(2) 公の施設の管理の業務からの暴力団排除に関する実施要領	
(3) 指定管理者制度におけるスライド制度運用の手引き	
4 担当	25

別紙

1 施設に関する事項	
(1) 富山県総合運動公園施設一覧	
(2) 富山県総合運動公園主要設備一覧(電気)・(空調給水)	
(3) 富山県総合運動公園備品一覧	
(4) 富山県武道館主要設備一覧	
(5) 富山県武道館想定備品一覧	
(6) 富山県総合運動公園図面	
(7) 富山県武道館平面図	
2 募集に関する事項	
(1) 富山県総合運動公園及び富山県武道館の魅力向上事業に関する事項	
(2) 富山県総合運動公園の管理運営に関する事項	
① 富山県総合運動公園指定管理者業務仕様書	
② 富山県総合運動公園維持管理業務基準書	
(3) 富山県武道館の管理運営に関する事項	
① 富山県武道館指定管理者業務仕様書	

富山県総合運動公園及び富山県武道館指定管理者募集要項

第1 公の施設に関する事項

1 施設概要

(1) 名称

- ① 富山県総合運動公園
- ② 富山県武道館

(2) 所在地

富山市南中田 368

(3) 設置目的・管理運営方針

富山県総合運動公園は、平成 12 年に開催された富山国体のメイン会場として整備された県内最大級の運動公園です。

園内には、陸上競技場、補助競技場、屋内グラウンド、芝生スポーツ広場、多目的広場、クロスカントリーコースなどのスポーツ施設のほか、アルペン広場、げんき広場などがあります。

公園の管理にあたっては、来園者の安全性の確保はもとより、トップレベルのスポーツ競技が開催できる施設水準を確保し、県民の誰もがスポーツに親しめるといった、県民の多様なニーズに対応したサービスの提供等、より一層快適に利用して頂けるよう努めるものとします。

富山県武道館は、令和 9 年度中の開館を目指し、現在、同公園内に整備中です。

老朽化した県営富山武道館・高岡武道館を統廃合し、「武道競技の振興・競技力の向上に寄与する施設」をコンセプトに、武道競技の公式大会や、日常の稽古や指導者講習会研修会での利用など、本県の新たな武道の拠点となる施設を目指しています。

武道館の管理にあたっては、武道を含むスポーツの振興を図る施設という武道館の設置目的を効率的かつ効果的に達成することができるよう、利用者の安全かつ快適な利用を図るものとします。

このたび、富山県武道館が富山県総合運動公園内に整備されることを契機に、より効率的・効果的な管理運営による来園者・来館者への質の高いサービス提供や、都市公園及びスポーツ施設としての特性を活かした新たな魅力の創出により、施設の効用を最大限発揮することができるよう、この 2 施設を一体的に管理運営することとしています。

(4) 施設の概要

① 富山県総合運動公園

公園敷地面積	都市計画決定面積	46.0ha
	開設面積	46.0ha

主要公園施設 陸上競技場（第 1 種公認）、補助競技場（第 3 種公認）、

屋内グラウンド、芝生スポーツ広場、多目的広場（軟式野球場 2 面）、ファミリー広場、アルペン広場、げんき広場

※ 詳細は別紙「富山県総合運動公園施設一覧」を参照

② 富山県武道館

建物の構造：地下 1 階、地上 1 階、鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造、木造

建築面積：10,685.25 m²

延べ床面積：11,295.98 m²

施設内容：主道場 広さ 50m×40m、柔道・剣道等 6 面、客席数約 1,500 席

武道場 広さ 50m×18m、柔道・剣道等 各 3 面（畳敷・板敷）

その他 研修室、更衣室、シャワー室、のびのび広場（武道場の屋上芝生広場）等

竣工年月：令和 10 年 1 月（予定）

開館年月：供用開始 令和 10 年 3 月（予定）

一般利用 令和 10 年 4 月（予定）

(5) 設備・備品の内容

別紙「富山県総合運動公園主要設備一覧（電気）・（空調給水）」、「富山県総合運動公園備品一覧」、「富山県武道館主要設備一覧」、「富山県武道館想定備品一覧」、「富山県総合運動公園図面」及び「富山県武道館平面図」のとおり

(6) 利用状況等

富山県総合運動公園

年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
利用者数（人）	690,456	769,460	782,158	813,445	778,187
利用料金収入（千円）	21,394	25,205	26,652	29,160	30,425

※富山県武道館は開館前のため県営富山武道館、県営高岡武道館の利用状況等を参照してください。

県営富山武道館

年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
利用者数（人）	29,585	34,300	32,304	32,852	33,452
利用料金収入（千円）	2,591	2,901	2,850	2,943	3,284

県営高岡武道館

年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
利用者数（人）	21,578	24,789	26,358	25,845	22,056
利用料金収入（千円）	1,352	1,650	1,761	1,810	1,494

第2 募集に関する事項

1 募集の趣旨

令和9年度中に富山県武道館が富山県総合運動公園内に整備されることを契機として、富山県総合運動公園の更なる魅力向上に向け、より効果的に民間活力の導入を図り、施設の一体的な管理による、効率的かつ効果的な施設運営、県民のニーズに対応した質の高いサービス提供を実現することを目的に、「富山県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（以下「手續条例」という。）」に基づいて、指定管理候補者の選定のための公募を行います。

このため、本公募では、

- ・富山県総合運動公園（園内の有料公園施設を含む）及び富山県武道館について、効果的・効率的に管理運営を行い、施設を利用する県民に、質の高いサービスを提供する業務（以下「指定管理業務」という。）
- ・富山県武道館を含む富山県総合運動公園の特性を活かし新たな魅力を創出するための魅力向上事業に関する業務（以下「魅力向上事業に関する業務」という。）

を一体的に行う事業者（以下「指定管理候補者」という。）を募集し、指定管理候補者ならではの発想や創意工夫にあふれる提案を求めることとします。

2 条件等

(1) 申請資格（指定管理者に求める要件）

申請することができるのは、次の要件を満たす法人その他の団体であることとします。

ア 法人等の団体であること。

（法人格の有無は問いません。個人による申請はできません。）

イ 申請する法人等及びその役員（株式会社にあつては取締役、公益法人にあつては理事、その他の法人等にあつてはこれらに相当する職にある者。以下同じ。）が次に掲げる(ア)～(オ)のいずれにも該当しないこと。

(ア) 破産者で復権を得ないもの又は会社更生法若しくは民事再生法に基づく更生若しくは再生手続中の者

(イ) 県税を滞納している者

(ウ) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があつた後2年を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者

(エ) 本県における指定管理者の指定の手續において、その公正な手續を妨げた者又は公正な委託額の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために談合した者で、その事実があつた後2年を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者

(オ) 地方自治法第244条の2第11項の規定により、指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない者

ウ 申請する法人等の役員に、拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者がいないこと。

エ 手続条例第6条の規定による指定管理候補者として選定しない法人等に該当しないこと。

オ 公の施設の管理の業務からの暴力団排除に関する実施要領の排除措置の該当事項に該当しないこと。

カ 県内に事務所を置き、又は置こうとする者（注）であること。

（注） この場合、指定期間の開始日から1カ月前までに事務所が設置されている必要があります。

ここでいう事務所とは、地方税法上の事務所または事業所（＝自己の所有に属するものであると否とを問わず、事業の必要から設けられた人的及び物的設備であって、そこで継続して事業が行われる場所。なお、人的設備とは、事業に対し労務を提供することにより事業活動に従事する自然人をいう。）であり、富山県税条例第62条第1項の規定により県税事務所に対して「法人設立等申告書」が提出されているものであることとします。（新たに事務所を設ける場合は、事務所設立後に同条に基づいて提出すること）

なお、新たに法人を設立する場合については、当該公の施設に関し、「指定管理者の指定に関する件」として議案を県議会に提出するまでの間で、県が指定する期日までに法人登記事項証明書又は法務局登記官の受領書を提出する必要があります。

- ・ 上記の資格・要件については、申請の時点から指定管理者として指定された場合は、その指定期間の満了時まで継続して満たす必要があります。また、申請者が各資格要件を満たしているか、必要に応じて関係機関に照会する場合があります。
- ・ 共同体で申請する場合は、上記要件のうち、ア～オについては、共同体の全ての構成員が満たす必要があります。カ（事務所の設置要件）については、共同体を代表する法人等が要件を満たす必要があります。

（2）指定管理者が行う業務の範囲・内容

ア 指定管理業務（詳細は別添「富山県総合運動公園の管理運営に関する事項」及び「富山県武道館の管理運営に関する事項」参照）

（ア）富山県総合運動公園の維持管理に関する業務

（イ）富山県立都市公園条例（以下「公園条例」という。）第2条に規定する行為の許可に関する業務

（ウ）都市公園法第6条に規定する占用の許可に関する業務（同法第7条第1項第6号の仮設工作物に対する定型的な許可に限る。）

（エ）有料公園施設の利用の承認に関する業務

（オ）上記（イ）及び（ウ）の許可（以下「指定管理者が行う許可」という。）に係る利用料金及び有料公園施設の利用料金の徴収に関する業務

（カ）富山県武道館の維持管理に関する業務

（キ）富山県武道館の利用の承認に関する業務

（ク）富山県武道館の利用料金の徴収に関する業務

【富山県総合運動公園及び富山県武道館共通事項】

（ケ）武道その他のスポーツの振興に関する業務

（コ）各施設の利用調整及び利用者対応を含む施設全体の運営管理に関する業務

（サ）各施設の情報発信・PRに関する業務

（シ）近隣施設との連携に関する業務

(ス) 富山県総合運動公園利用促進協議会の運営

(セ) その他別添「富山県総合運動公園指定管理者業務仕様書」及び「富山県武道館指定管理者業務仕様書」に記載する業務

- ・ 指定管理者の業務については、この募集要項に示す内容及び申請者から提案のあった内容に基づき、県と指定管理者が協議のうえ決定し、協定を締結することとします。
- ・ 管理に係る業務を一括して第三者へ委託することはできませんが、警備、清掃、機械設備のメンテナンス等、個々の業務を部分的に第三者へ再委託することは妨げません。ただし、その場合には、あらかじめ書面による県の承認が必要となります。
- ・ 法令等の規制及び県の指針等については、説明会において必要な資料を配布し、説明します。

イ 魅力向上事業（自主事業）（詳細は別添「富山県総合運動公園及び富山県武道館の魅力向上事業に関する事項」参照）

魅力向上事業は、次の点を満たす必要があります。

- ・ 事業の内容が、富山県総合運動公園及び富山県武道館の設置目的に反しないものであること。
- ・ 事業の実施にあたって、他の利用者の利用の支障とならないこと。
- ・ 県が支出する指定管理料を魅力向上事業に要する経費に充当することはできないこと。
- ・ 参加者に参加料を求める場合は、その額が適正なものであること。
- ・ 魅力向上事業を行う場合においても、施設の利用料金は利用料金収入として計上し、それ以外の収入は自主事業収入として指定管理者の収入とすること。

ウ 富山県武道館の開業準備業務

富山県武道館の竣工後、一般利用開始までの期間の開業準備業務について、上記イの業務とは別に指定管理者へ別途提示する金額により随意契約で委託します。

開業準備業務の主な内容は以下の通りです。

- ・ 富山県武道館の予約受付業務（一般利用開始の概ね1カ月前から受付）
- ・ 維持管理業務（光熱水費等の管理費用は、委託料に含む。）
- ・ 広報宣伝業務（富山県武道館のパンフレット作製、ウェブサイトの更新を含む。）
- ・ 落成記念式典支援業務・内覧会開催業務
- ・ その他必要な業務

(3) 管理の基準

ア 富山県総合運動公園の休園日及び開園時間

有料公園施設以外は、常時開放とします。

イ 富山県総合運動公園の有料公園施設の供用日及び供用時間

公園条例別表第2のとおりです。ただし、知事の承認を得て、これらを変更し、又は臨時に利用に供しない日を定めることができます（現指定管理者は、冬季において、本来供用日でない火曜日等の午後に屋内グラウンドを供用するなど、供用日の変更等を行いました。）。

別表第 2（抜粋）

有料公園施設名	供用日	供用時間
富山県陸上競技場	1 月 4 日から 12 月 28 日までの日。	午前 9 時から午後 9 時まで（日曜日及び休日にあつては、午前 9 時から午後 5 時まで）
運動公園多目的広場	ただし、次に掲げる日を除く。	
運動公園屋内グラウンド	（1）火曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 17	
運動公園補助競技場	8 号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときを除く。以下同じ。）	午前 9 時から午後 5 時まで
運動公園芝生スポーツ広場	（2）休日の翌日（その日が日曜日、	
運動公園ファミリー広場	土曜日又は休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近いこれらの日以外の日。以下同じ。）	

ウ 富山県武道館の休業日及び利用時間

富山県営体育施設条例（以下「体育施設条例」という。）別表第 1 及び 2 のとおりです。ただし、知事の承認を得て、休業日以外に休業し、又は休業日に体育施設を利用に供することができます。また、特に必要があると認めるときは、知事の承認を得て、利用時間を臨時に変更することができます。

別表第 1（抜粋）

体育施設	休業日
富山県武道館	（1）火曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日以外の日） （2）12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日

別表第 2（抜粋）

体育施設	利用時間
富山県武道館	午前 9 時から午後 9 時まで（日曜日及び休日にあつては、午前 9 時から午後 5 時まで）

エ 管理の基準に関する提案

施設を最大限に活用するという観点から、上記ア、イ及びウで定める管理の基準を上回る基準（利用時間の延長等）で公の施設を管理することを希望する場合は、その内容を提案してください。この場合、提出いただく資料（事業計画書等）は提案いただいた管理の基準で管理することを前提に作成してください。ただし、この場合においても当該公の施設の管理にかかる経費（以下「指定管理料」という。）は(6)で定める指定管理料の上限の範囲内とします。

また、上記ア、イ及びウで定める管理の基準で管理した場合の経費を併せて提出してください。

オ その他

(ア) 施設の管理にあたっては、関係法令及び条例等の規定を遵守してください。

- (イ) 指定管理者は、個人情報保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)に基づき、個人情報の保護に関し必要な措置を講じる必要があります。
- (ウ) 指定管理者は、富山県情報公開条例(平成 13 年富山県条例第 38 号)に基づき、情報公開に関し必要な措置を講ずるよう努める必要があります。
- (エ) 指定管理者は、富山県行政手続条例(平成 7 年富山県条例第 1 号)については、行政庁と同等の規定の適用を受けることとなります。
- (オ) 手続条例第 12 条の規定により、指定管理者が行う公の施設の管理の業務に関して知り得た秘密を漏らすこと、又は不当な目的に使用することはできません。
- (カ) 指定管理者が作成した施設の管理にかかる帳簿書類は、その年度終了後、5 年間保存するものとします。

(4) 利用促進の取組み

部門別・曜日別・時間帯別に利用者数を分析し、利用者数の少ない曜日・時間帯の利用を増やす工夫・取組みについて提案を求めます。

(5) 指定期間

令和 9 年 4 月 1 日から令和 14 年 3 月 31 日まで(5 年間)

ただし、富山県武道館は令和 10 年 1 月竣工予定であるため、指定管理者の業務範囲となるのは一般開始予定である令和 10 年 4 月(予定)からとします。(工事の進捗により、今後変更の可能性もあります。)

(6) 県が支出する指定管理料の上限

ア 指定管理料の上限

年度	令和 9 年度～令和 13 年度の合計額
指定管理料の上限額	1,882,257 千円
富山県総合運動公園	1,449,985 千円
富山県武道館	432,272 千円

- (ア) 申請にあたっては、上記の上限額の範囲内で年度毎に富山県総合運動公園及び富山県武道館(以下「2 施設」という。)の指定管理料を提案してください。
なお、各施設を一体的に管理運営することとしているため、上記の 2 施設の指定管理料を合算した上限額の範囲内で、2 施設の指定管理業務に係る経費を支出することができます。
- (イ) 指定管理料は、県議会の議決を経て確定するため、提案額が必ずしも保証されるものではありません。
- (ウ) 県は、指定管理者を指定する際に、提案のあった指定管理料の額に基づき当該指定管理候補予定者と協議のうえ、予算の範囲内で、年度ごとの指定管理料の額を定めます。
- (エ) 上記の指定管理料の上限額には、公の施設に係る修繕費、備品購入費は含まれません。(修繕費、備品購入費の取扱いについては「エ 修繕」、「オ 富山県総合運動公園における備品購入」「カ 富山県武道館における備品購入」参照)

- (オ) 上記の指定管理料の上限額は、管理に要する経費の総額から、利用料金収入見込額を控除（相殺）した額となっています。

（参考）管理に係る経費（単位：千円）

富山県総合運動公園

	令和9年度～令和13年度の合計額
指定管理料の上限額（b-a）	1,449,985
利用料金収入見込額（a）	149,965
管理に係る経費（b）	1,599,950

富山県武道館

	令和10年度～令和13年度の合計額
指定管理料の上限額（b-a）	432,272
利用料金収入見込額（a）	38,124
管理に係る経費（b）	470,396

（参考）富山県総合運動公園の過去5年間の管理経費（単位：千円）

年度	R3	R4	R5	R6	R7
管理に係る経費	286,807	294,588	306,190	309,770	345,805
【内訳】					
植物管理	87,069	88,428	89,049	87,974	99,518
清掃管理	12,673	13,252	13,446	13,446	15,686
施設・設備管理	49,685	50,362	51,070	55,373	63,740
運営管理（警備）	3,613	3,735	3,776	3,776	4,405
光熱水費	32,078	38,467	43,000	45,743	42,380
人件費	62,034	61,700	65,529	68,702	68,936
その他物件費	27,955	31,844	33,520	27,956	44,340
共通管理費	11,700	6,800	6,800	6,800	6,800

- (カ) 本募集に係る指定管理料については、人件費や物価等の客観指標の変動を適切に反映させるため、スライド制度を導入します。
- (キ) スライド制度は、あらかじめ定めた基準額および対象経費に基づき、毎年度、最新の客観指標と前年度の客観指標の増減率〔（最新指標－前年度指標の差）〕を用いて、指定管理料の増減の上限額を算定し、その範囲内で指定管理料をスライドさせる仕組みです。
- (ク) 指定管理者は、毎年度、所定の様式によりスライド上限額の算定及び増額の申請を行うことができます。
- (ケ) 県は、提出された算定結果と事業計画・実績等を確認のうえ、予算の範囲内でスライド額を決定します。

(ウ) 基準額に対する1%分については指定管理者の負担とし、それを超える部分についてスライド制度により調整するものとします。

(エ) 減額となる場合は、当該年度の最終の指定管理料支払時に控除するものとします。

(オ) スライド制度は、指定管理期間を通じて継続的に適用することを前提としており、応募に当たっては、本制度の内容を理解したうえで事業計画及び収支計画を作成してください。

※富山県武道館の令和10年度については、実績と照らし合わせ、県と指定管理者が協議のうえ対応するものとします。令和11年度以降は、スライド制度を導入します。

(カ) 制度の詳細（対象経費、算定方法、様式等）については、「指定管理者制度におけるスライド制度運用の手引き」を参照してください。

イ 指定管理料の支払方法等

(ア) 年間の指定管理料の支払は、次のとおり各施設（富山県総合運動公園及び富山県武道館）の指定管理料を合算し、4回に分けて支払います。

(イ) 最後の支払は、事業報告書等により業務が適正に履行されたことを確認した後に支払います。

時期	4月	10月	翌年1月	翌年4～5月
支払額	年度の指定管理料の50%	20%	20%	10%

(ウ) 指定管理料は、精算する必要はありません。

ウ 留意事項

(ア) 指定期間における指定管理料は、スライド制度に基づく増額を除き、原則として増額しません。ただし、災害や施設運営に重大な影響を与えるような物価変動など、不測の事態が生じた場合は、県と指定管理者が協議して対応を決定します。

(イ) 指定管理料の支払方法等については、別途県と指定管理者とで締結する協定書で取り決めます。（「第3 指定管理者の指定及び協定の締結」参照）

エ 修繕

(ア) 指定管理者が管理する公の施設に係る修繕のうち、1件100万円未満の修繕については、次に掲げる修繕費の上限額の範囲内で指定管理者が行うこととします。

（修繕費の上限額）（単位：千円）

年 度	R9	R10	R11	R12	R13
上限額	13,374	18,374	18,374	18,374	18,374
富山県総合運動公園	13,374	13,374	13,374	13,374	13,374
富山県武道館		5,000	5,000	5,000	5,000

(イ) 修繕に係る費用については、半年毎に指定管理者の請求を受けて精算払によって支払います。指定管理料と修繕費、備品購入費の費用区分をまたいで支出することはできません。なお、各施設を一体的に管理運営することとしているため、上記の2施設の修繕費を合算した上限額の範囲内で、2施設の修繕費を支出することができます。

- (ウ) 1 件 100 万円以上の修繕については、県で執行することとします。ただし、安全管理上緊急を要するもの等、指定管理者が行った方がより適切な対応が可能となるものについては、協議のうえ、指定管理者が行うことがあります。その場合は、県が経費を負担します。
- (エ) 照明の交換等、消耗品の購入費用については、修繕費ではなく指定管理料から支出することとします。

(参考) 過去 5 年間の修繕の件数 (1 件 100 万円未満)

富山県総合運動公園

年 度	R3	R4	R5	R6	R7
件 数	38件	43件	41件	45件	39件
支出額	12,727千円	12,727千円	12,726千円	12,725千円	12,728千円
主な修繕内容	クロスカントリーコース舗装修繕、スピーカー修繕、スローリプライ装置修繕、ベンチ修繕、監視カメラ修繕、自動給水ユニット修繕 等				

オ 富山県総合運動公園における備品購入

- (ア) 富山県総合運動公園の備品 (富山県会計規則第 105 条第 1 項第 2 号及び第 2 項に規定する備品をいう。以下、「備品」という。) のうち、1 件 100 万円未満のものについては、事前に県と協議のうえ、次に掲げる備品購入費の上限額の範囲内で指定管理者が購入することとします。

なお、当該備品の所有権は、県に帰属するものとします。

(備品購入費の上限額) (単位：千円)

年 度	R9	R10	R11	R12	R13
上限額	220	220	220	220	220

- (イ) 富山県総合運動公園の備品購入に係る費用については、半年毎に指定管理者の請求を受けて精算払により支払います。なお、備品購入費と指定管理料、修繕費の費用区分をまたいで支出することはできません。
- (ウ) 備品の購入報告は、購入後速やかに行ってください。
- (エ) 1 件 100 万円以上の備品については、必要性等を勘案し、県において購入します。
- (オ) 指定管理者が富山県総合運動公園の管理にあたって、自らの経費で調達した備品を設置しようとする場合は事前に県と協議することとします。ただし、指定期間の満了時等においては、手続条例第 10 条の規定に基づいて原状に回復する必要があります。
- (カ) 指定管理者は、県に帰属する備品について処分等を行う必要がある場合は、県と事前に協議し、当該備品の異動があったときはその都度県に報告するものとします。

(参考) 過去5年間の備品購入の件数(1件100万円未満)
富山県総合運動公園

年 度	R3	R4	R5	R6	R7
件 数	1 件	1 件	1 件	1 件	1 件
支出額	209千円	210千円	202千円	209千円	209千円
主な内 容	畦草刈機	リボンロッ ド	衡立移動式 鏡	壁掛エアコ ン	フットサル ゴール

カ 富山県武道館における備品購入

(ア) 富山県武道館の備品については、県で購入することとします。

(イ) 指定管理者が富山県武道館の管理に当たって、自らの経費で調達した備品を設置しようとする場合は事前に県と協議することとします。ただし、指定期間の満了時等においては、手続条例第10条の規定に基づいて原状に回復する必要があります。

(ウ) 指定管理者は、県に帰属する備品について処分等を行う必要がある場合は、県と事前に協議し、当該備品の異動があったときは、その都度、県に報告するものとします。

(7) 利用料金制について

ア 富山県総合運動公園及び富山県武道館については、地方自治法第244条の2第8項の規定に基づく利用料金制を採用します。

イ 富山県総合運動公園及び富山県武道館の利用料金の額について提案してください。

ウ 回数券・セット料金など利用者の増加のための利用単価の設定について、提案があればお示ください。

エ 富山県総合運動公園の利用料金は、公園条例第10条の2の規定により、公園条例の別表第4で定める金額の範囲内において指定管理者が知事の承認を受けて定め、徴収した利用料金については、指定管理者の収入となります。

オ 富山県武道館の利用料金は、富山県営体育施設条例第11条第2項の規定により、同条例の別表第3で定める金額の範囲内において指定管理者が県の承認を受けて定め、徴収した利用料金については、指定管理者の収入となります。

カ 富山県総合運動公園の令和9年度から令和13年度までの年間利用料金収入見込額は29,993千円/年とします。

キ 富山県武道館の令和10年度から令和13年度までの年間利用料金収入見込額は9,531千円/年とします。

(8) 指定管理者と県とのリスク（役割）分担

リスク（役割）分担については、次のとおりとし、協定により定めることとします。

項 目	指定管理者	県
施設の包括的管理責任		○
施設の通常の維持管理・運営	○	
施設内の設備・備品の維持管理	○	
指定管理者が行う許可	○	
指定管理者が行う許可に係る利用料金の徴収	○	

有料公園施設の利用の承認	○	
有料公園施設に係る利用料金の徴収	○	
施設、施設設備・備品の修繕（1 件 100 万円未満）	○	
富山県総合運動公園における備品の購入（1 件 100 万円未満）	○	
富山県武道館における備品の購入（1 件 100 万円未満）		○
大規模修繕、備品の購入（1 件 100 万円以上）（※ 1）		○
施設に係る各種保険への加入等（※ 2）	△	△
物価変動に伴う経費の増加（※ 3）	△	△
不可抗力に伴う経費の増加や事業履行不能等（※ 4）	△	△
利用者の減少に伴う収入の減少（前記項目に該当する場合を除く）	○	
施設の管理瑕疵に伴う損害賠償	○	
施設の設置瑕疵に伴う損害賠償（※ 5）		○
災害時の対応（連絡体制確保、応急措置、報告等）	○	○ (指示等)

※ 1 1 件100万円以上の修繕であっても、安全管理上緊急を要するものなど（災害時の復旧等）については、指定管理者及び県で協議の上、指定管理者において実施する場合があります。この場合、修繕に要する経費は県で別途負担します。

※ 2 施設の火災保険は県で加入します。指定管理者において加入する必要があるものについては、その内容を仕様書において示します。

※ 3 人件費・物価等の一般的な変動による経費の増加については、スライド制度の範囲内で県と指定管理者が適切に負担を分担します。なお、施設運営に重大な影響を与えるような物価変動があった場合は、指定管理者及び県で協議して決定するものとします。

※ 4 天災、人災等の大規模災害その他県又は指定管理者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的または人為的な現象のうち通常の見込み可能な範囲外のものが発生した場合は、指定管理者及び県で協議して決定するものとします。

※ 5 指定管理者が加入する保険で対応できる場合は、保険での対応を優先します。

(9) 管理の業務の実施に伴って生ずる権利の帰属について

- ア 管理の業務に基づいて得られた成果品の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む。）は県に帰属することとします。
- イ 管理の業務の実施に関連して発明をしたことにより取得した特許を受ける権利については県に移転するものとし、指定管理者に対しては、県職員が職務発明をした場合において県が県職員に対して与える権利と同等の権利を与えることとします。なお、指定管理者において、あらかじめ、被用者の職務発明に関する規程等を備えておく必要があります。

(10) 定期報告書（月報）の提出

指定管理者は、毎月終了後、定期報告書を提出する必要があります。

- ア 報告書の記載内容及び添付書類

- (ア) 施設の利用状況（指定管理者が行う許可については内容・利用料金収入額、有料公園施設及び富山県武道館については施設別利用者数、利用料金収入、施設及び諸室別稼働率、大会及び団体利用状況、実施事業の内容・実績等）
- (イ) 施設設備等の管理状況（必要に応じ写真等を添付）
- (ウ) 利用者等からの苦情及びその対応状況
- (エ) 施設の安全管理のために実施した取組み
- (オ) 定期報告書の添付資料として必要な資料

イ 提出期限

翌月 10 日まで

ウ 提出方法

富山県土木部都市計画課へ電子メールで提出

※ この他、指定管理者は、指定管理施設における省エネルギー等の環境配慮の取組みに努めるとともに、エネルギー使用量等を県へ定期的に報告する必要があります。

(11) 事業報告書(事業年度報告書)の提出

指定管理者は、手続条例第 9 条の規定に基づいて、毎事業年度終了後、事業報告書を提出する必要があります。

ア 報告書の記載内容及び添付書類

（記載内容）

(ア) 施設の管理の業務の実施状況に関する事項

- ・施設管理業務（再委託の実施状況、修繕実施状況、燃料等の使用実績等）
- ・企画事業（仕様書に定めた業務で施設管理以外の業務）
- ・魅力向上事業（自主事業）（指定管理料の収支とは別に、自主的な収入と支出で行うもの）
- ・安全対策の実施状況（施設の安全管理上、特に実施した取組み等）
- ・利用者からの要望や苦情とその対応状況
- ・その他、管理の業務の実施状況（利用促進、地域との連携、指定管理者の職員研修など管理の業務に関して実施した事項等）

(イ) 施設の利用の状況に関する事項

- ・利用人数（月別利用状況、有料公園施設別利用状況、指定管理者が行う許可についての内容、利用者数の増減理由）
- ・利用料金（月別収入状況、収入の増減理由）

(ウ) 施設の管理の業務及び修繕に係る経費の状況に関する事項

(エ) 県民サービスの向上の実施状況に関する事項

(オ) 事業評価の実施に関する事項（「(12) 事業評価」参照）

(カ) 当該年度の施設管理の総括

（添付書類）

事業報告書の添付資料として必要な資料（再委託契約書の写し、職員配置図、その他事業の実施状況が分かる資料）

イ 提出期限

毎年度終了後及び指定管理期間満了後、1箇月以内

ウ 提出方法

富山県土木部都市計画課へ電子メールで提出

(12) 事業評価

ア 指定管理者による公の施設の管理運営により、住民サービスの向上が図られているかを検証するため、利用者アンケートやモニタリング等による事業評価を実施していただきます。

イ 指定管理者において実施する事業評価の取組みについて提案を求めます。

ウ 事業評価の実施結果については、事業報告書に記載していただきます。

(13) 県からの派遣職員について

公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律上、県から職員を派遣することが可能である団体が、職員派遣を希望する場合であつて、県として職員の派遣が必要であると認められる場合は県から職員を派遣します。（県からの職員派遣を希望せず、独自に人材を確保されても構いません。）

(14) 公の施設の管理に必要な資格及び現在の指定管理者の職員の雇用の提案について

指定管理者に選定された場合において、現在の指定管理者の職員の雇用についての提案を求めます。

（雇用の提案を求める職員）

富山県総合運動公園…団体職員（5人）

	職種	所属及び業務内容	保有資格・技能等
1	技術職	富山県総合運動公園管理事務所 公園維持管理業務等	サービス接遇実務検定3級、公園運営管理士、緑の安全管理士、自然再生士、高等学校教諭一種(理科)、甲種防火管理者、遊具の日常点検講習受講済、応急手当サポーター、認知症サポーター、AED講習修了
2	事務職	富山県総合運動公園管理事務所 総括補佐	サービス接遇実務検定2級、公園運営管理士、緑の安全管理士、スポーツ施設運営士、スポーツ施設管理士、自然再生士、甲種防火管理者、ノルディックウォーキングインストラクター、公共施設マネージャー、遊具の日常点検講習受講済、応急手当サポーター、認知症サポーター、AED講習修了
3	事務職	富山県総合運動公園管理事務所 経理(会計システム)、予算管理、予約システム、庶務等	サービス接遇実務検定2級、応急手当サポーター、認知症サポーター、AED講習修了

4	事務職	富山県総合運動公園管理事務所 来園受付、予約管理、広報、デジタルサイネージ、庶務	サービス接遇実務検定1級、秘書検定2級、 遊具の日常点検講習受講済、応急手当サポ ーター、認知症サポーター、日本漢字能力 検定3級、AED講習修了
5	事務職	富山県総合運動公園管理事務所 来園受付、利用料金集計、福利 厚生、予約管理、庶務	サービス接遇実務検定2級、応急手当サポ ーター、認知症サポーター、色彩検定3級、 AED講習修了

富山県武道館…団体職員（3人）

	職種	所属及び業務内容	保有資格・技能等
1	スポーツ 指導員	県営富山武道館 ・総括補佐 ・予算及び決算 ・自主事業（武道教室）の主務等 ・武道競技団体との事務連絡 ・日本武道館との事務連絡	保健体育教員免許、健康運動実践指導者、 アシスタントマネージャー、公認体力テ スト判定員、スポーツ少年団認定員、応 急手当普及員 柔道5段、公認柔道指導者B級指導員、 柔道C級ライセンス審判員
2	事務職	県営富山武道館 ・一般事務全般 ・自主事業（武道教室）事務等	AED講習修了
3	技術職	県営富山武道館 ・施設管理全般 ・自主事業（武道教室）事務等	一級ボイラー技士、危険物取扱者乙種4類 第一種衛生管理者、第三級陸上特殊無線技 士、特定化学物質作業主任者、第2種酸素 欠乏危険作業主任者 AED講習修了

(15) 県による調査・指示等

県は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、地方自治法第244条の2第10項の規定に基づいて、当該管理の業務、又は経理の状況に関し報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をする場合があります。

(16) 県による指定管理者に対する評価

県は、指定管理者から提出のあった定期報告、実地調査、利用者アンケート調査等によるモニタリング・評価を行い、毎年度終了後、県のホームページに掲載します。

（評価項目）

- | |
|--|
| ① 利用者数・収入の増減に対する評価
② サービス向上に向けた取組み
③ 利用促進（収入増）に向けた取組み
④ 利用者のニーズ把握や苦情処理への取組み
⑤ 個人情報保護の取組み
⑥ 関係団体との連携 |
|--|

- | |
|--|
| ⑦ 施設・設備の維持管理
⑧ 危機管理・安全管理などの取組み
⑨ その他必要と認められる事項 等 |
|--|

※評価項目は、年度により変更となる場合があります。

(17) 第三者による指定管理者に対する評価（第三者評価）について

(16) の評価に加え、原則として、指定期間の中間年である 3 年目に、外部有識者等を評価者として、それ以前の年度（1 年目、2 年目）についての管理状況評価を行います。ただし、県の評価結果が著しく低いなど管理状況に課題がある場合には、必要に応じて適宜、第三者評価を実施します。

(16) 及び (17) の評価結果は、県のホームページに掲載して公表することとし、評価結果を踏まえ、改善等が必要な場合は、指定管理者に定期報告書や事業報告書で改善策の報告を求めるなど、履行状況を確認します。

なお、評価結果は、次期選定時の指定管理候補者選定委員会において参考提示する場合がありますが、審査で加点又は減点対象となるものではありません。

(18) 監査委員及び包括外部監査人による監査

ア 地方自治法第199条第7項の規定に基づいて、県又は監査委員が必要があると認めるときは、指定管理者による公の施設の管理に係る出納関連の事務について、監査する場合があります。

イ 富山県外部監査契約に基づく監査に関する条例第2条第5号の規定に基づいて、包括外部監査人が必要があると認めるときは、指定管理者による公の施設の管理に係る出納関連の事務について監査する場合があります。

ウ 富山県外部監査契約に基づく監査に関する条例第3条第3項の規定に基づいて、監査委員が必要があると認めるとき又は知事の要求があるときは、個別外部監査契約に基づく監査により指定管理者による公の施設の管理に係る出納関連の事務について監査する場合があります。

(19) 施設管理の継続が適当でない場合における措置

上記(15)の県による指示に従わない場合、指定管理者が指示された当該期間内に改善することができなかった場合、又は当該指定管理者による施設管理の継続が適当でないと認められる場合は、県は地方自治法第244条の2第11項の規定により、指定管理者の指定の取消し、又は期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命ずることができます。

(20) 県公共施設予約システムについて

上記2(2)ア指定管理業務のうち(エ)有料公園施設の利用の承認に関する業務及び(キ)富山県武道館の利用の承認に関する業務に係る、施設の予約、貸出等の管理は、別に県が導入する「富山県公共施設予約システム」を使用して行ってください。

利用者に対する予約システムの使用方法の周知及びレクチャーも指定管理業務の範

囲とします。

予約システムの導入及び運用に係る費用は県の負担とし、システムを管理するための事務用パソコン等は指定管理者が調達するものとします。

3 応募・選定手続き

(1) 募集要項の配布

ア 募集要項の配布期間

令和8年8月7日（金）から令和8年8月14日（金）まで
（8時30分から17時15分まで。土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

イ 配布場所

富山県土木部都市計画課

〒930-8501

富山市新総曲輪1番7号

電話：076-444-8919 FAX：076-444-4422

<https://www.pref.toyama.jp/1506/kendodukuri/toshikeikaku/gyoumu-tochi/r8shitei.html>

(2) 申請方法

ア 提出書類

申請にあたっては、次の書類を提出してください。なお、必要に応じて追加資料を提出いただく場合があります。

(ア) 指定申請書（様式第1号）

(イ) 管理の業務に関する書類

- a 事業計画書（様式第2号）
- b 公園等における良好な管理の業務実績が分かる書類
（様式第3号の1、様式第3号の2）
- c スポーツ施設管理実績書（様式第4号）
- d 収支計画書（様式第5号の1、様式第5号の2、様式第5号の3）

(ウ) 申請者に関する書類

- a 法人等の概要（様式第6号）
- b 定款、寄附行為その他これらに準ずるもの
- c 法人の登記事項証明書
- d 申請日の属する事業年度の直前2事業年度の事業報告書並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書（申請日が前事業年度の終了の日の翌日から3箇月を経過する日前であって、前事業年度の書類を作成していないときは、前事業年度の直前2事業年度のこれらの書類）
- e 上記dの書類を作成していない場合は、法人等の事業及び財務の状況を明らかにした書類
- f 申請日の属する事業年度の事業の計画及び損益の状況の見込み又は収支の見込みを明らかにした書類
- g 納税証明書（富山県税条例施行規則第29条に規定する第43号様式）
（法人にあつては法人について、法人格を有しない団体等にあつてはその代表者についての納税証明書）
- h 法人等の組織及び運営に関する事項を記載した書類（役員名簿、組織・運営

体制に関する書類、法人の諸規程類（就業規則、会計規程、給与規程、決裁規程等））

i 応募資格がある旨の誓約書（様式第7号の1）

※ 共同体で申請する場合は、上記の他、次の(a)～(f)の資料を提出してください。
また、上記(ウ)（iを除く）については、全ての構成員について提出してください。

(a) 共同体の構成員及び代表者がわかる書類

(b) 共同体の協定書

(c) 共同体の役割分担及び業務実施体制が明らかとなる書類

(d) 共同体の構成員の責任分担が明らかとなる書類

(e) 共同体による申請にあたっての誓約書（様式第7号の2）

(f) 共同体の構成員の当該共同体を代表する法人等への委任状

イ 提出部数

15部（正本1部、副本14部）

A4フラットファイル等に綴じ、各書類には、見やすいようインデックスを付けてください。

副本については、上記アの(ア)、(イ)、(ウ) a、d、e、f、(a)、(c)のみの添付としてください。

ウ 申請先及び申請方法

次の申請書の提出先に持参いただくか、郵便書留により申請してください。

（申請書類提出先）

富山県土木部都市計画課

〒930-8501

富山市新総曲輪1番7号

電話：076-444-8919 FAX：076-444-4422

* オンラインの場合

申請先及び申請方法

次の電子メールアドレスへ提出してください。ただし、「c 法人の登記事項証明書」及び「g 納税証明書」は原本を郵送又は持参してください。提出後、必ず到達確認のお電話をお願いします。

（申請書提出先）

富山県土木部都市計画課

〒930-8501

富山市新総曲輪1番7号

電話：076-444-8919 電子メール：atoshikeikaku@pref.toyama.lg.jp

エ 申請書提出期間

(ア) 令和8年10月1日（木）8時30分から令和8年10月8日（木）17時15分まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

(イ) 郵送の場合は、郵便書留により提出期限日の17時15分までに必着

オ 申請書類に係る著作権

(指定管理候補者選定までの著作権)

申請書類に著作権の対象となるものがある場合の著作権は申請者に帰属します。ただし、県は指定管理候補者の選定に必要な場合は、申請書類の内容を無償で使用できるものとします。

(指定管理候補者の選定後の著作権)

指定管理候補者に選定された申請者の申請書類に著作権がある場合の著作権(著作権法第27条及び第28条の権利を含む)は、指定管理候補者に選定された時から県に帰属し、指定されなかった申請書類の著作権は申請者に帰属します。

カ その他留意事項

(ア) 同一の公の施設に複数の申請をすることはできません。

(イ) 申請書提出後は、申請書の内容の変更、再提出、差替えを認めません。

(ウ) 申請に係る経費は全て申請者の負担とします。

(エ) 申請に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(オ) 提出された書類は返却しません。

(カ) 提出された書類は富山県情報公開条例の対象となり、同条例の規定に基づいて個人・法人に関する情報等非開示とすべき箇所を除き、開示することがあります。

(キ) 申請書類、プレゼンテーション資料に第三者(申請者以外のもの)が権利を有する素材を用いる場合は、著作権処理など利用に必要な措置を講じてください。

キ 共同体による申請に関する事項

(ア) 複数の法人等で構成する共同体も申請(以下「共同体による申請」という。)を行うことができます。

(イ) 共同体の構成員は、同一の公の施設の指定管理者の募集に申請する他の共同体の構成員となること、又は単独で同一の公の施設の指定管理者の募集に申請を行うことはできません。

(3) 質疑応答

ア 質問・回答方法

(ア) 質問は、次の質問受付期間内に質問票(様式第8号)をFAX又は電子メールにより、提出してください。

※FAX又は電子メール送信後、必ず担当者に到達確認のお電話をお願いします。

(担当者：富山県土木部都市計画課業務係 TEL：076-444-8919)

(イ) (4)の説明会への参加者全てに、提出された質問及び質問への回答をFAX又は電子メールにより送付します。

イ 質問受付期間 令和8年8月24日(月)から令和8年8月31日(月)17時15分まで

ウ 質問への回答予定日 令和8年9月11日(金)

※FAX番号及びメールアドレスは、P.25の「4 担当」に記載してあります。

(4) 説明会の開催

ア 日時 令和8年8月19日（水）14時00分から16時00分（予定）

イ 場所 富山県総合運動公園内、富山県陸上競技場会議室2-A

ウ 参加方法

8月17日（月）17時15分までに説明会参加申込書（様式第9号）によりFAX又は電子メールにてご連絡願います。

※FAX又は電子メール送信後、必ず担当者に到達確認のお電話をお願いします。

（担当者：富山県土木部都市計画課業務係 TEL：076-444-8919）

エ 留意事項

(ア) 説明会に参加されない法人等については、申請を認めません（説明会では、会社の身分証明書等法人等からの参加者であることを確認できるものの提示を求められることがあります）。

(イ) 共同体により申請する場合には、構成員のいずれかの法人等が参加する必要があります。

(ウ) 参加者は1法人等につき2名までとします。

(エ) 募集要項等の配布資料をご持参ください。

※FAX番号及びメールアドレスは、P.25の「4 担当」に記載してあります。

(5) 審査方法及び審査基準

ア 審査方法

(ア) 指定管理者の選定に係る審査については、「富山県総合運動公園及び富山県武道館指定管理候補者選定委員会（仮称）」において一括して行います。

(イ) 審査はプロポーザル方式とし、事業計画書の記載内容（企画提案）についてのプレゼンテーションにより行います（パワーポイント等の使用も可。）。なお、審査には1申請者につき5名まで出席できることとします。

＜パワーポイントを使用する場合の留意事項＞

※プロジェクター（ウィンドウズ対応）、スクリーン及びHDMI端子ケーブルは準備いたしますので、パソコン（HDMI端子を有するもの）を持参してください。

(ウ) 応募者が多数であった場合には、書類による一次審査を行ったうえで、プレゼンテーションによる選考（二次審査）を行う場合があります。

(エ) 二次審査の結果、その得点が最も高かった者を指定管理候補予定者として選定することとします。なお、得点が最も高かった者を指定管理候補者として選定することができなくなった場合には、二次審査における次点以下の者を指定管理候補予定者として協議を進めることとします。

イ 審査基準

審査は、次の審査基準により行うこととします。

審査基準	審査の視点	配点ウエイト
1 県民の平等な利用の確保 （手続条例第4条第1号）	【県民の平等な利用の確保】 a 県民の平等な利用が確保される内容となっているか。	平等利用が確保されない場合は選定しません。

2 公の施設の効用の最大限の 発揮 (手続条例第4条第2号)	【施設の設置目的の理解】 a 管理の業務に関する基本方針が、施設の設置目的を踏まえた明確・適切なものか。 b 個人情報の確実な保護対策がとられているか。	5 %
	【施設管理の確実性・信頼性】 c 維持管理及び運営管理業務の実施計画が適切で実施可能な内容となっているか。 d 公園施設やスポーツ施設、類似施設の良い管理実績を有しているか。 e メリハリを付けた管理方法の工夫など、業務の効率化やコスト縮減などの提案があるか。 f 再委託をする選定方法が適切かつ業務の実行が確保されているか。	25 %
	【サービスの向上】 g 利用者に質の高いサービスを提供できる内容となっているか。 h DXによるサービスの向上が工夫されているか。	10 %
	【利用の増加】（公園と武道館の連携を含む） i 利用促進についての手法が、利用者の増加が期待でき、施設の賑わいづくりに資する内容となっているか。（県が定めた利用料収入見込額（数値目標）に関わらず、より意欲的な計画を定めているか） j 地元市町村や関係団体との連携や広報計画など、施設の利用促進に向けて具体的な方策を有しているか。（※1） k 魅力向上事業（自主事業）についての提案が、利用者ニーズを捉えた施設の賑わいづくりを創出できる内容となっているか。 l 指定管理者が行う事業評価の方策が、利用者の評価・満足度を十分把握できる内容になっているか。 m 利用しやすい料金体系の工夫がなされているか。	30 %
	計	70 %
3 施設の効率的な管理 (手続条例第4条第2号)	【施設に係る経費節減策】 a 経費節減のための具体的かつ実現可能な提案を前提とした提示額となっているか。 <算式> 申請者の得点＝最低提示額/申請者の提示額×配点 ※最低提示額は、実現可能性のある提案のうち最低のものを採用します。 ※申請者の得点の端数処理は、計算の最後に小数点第2位を四捨五入します。 <例>最低提示額80÷申請者提示額90×配点10＝8.888 ⇒ 8.9	実現可能性のない提示額の場合は選定しません。 15 %
	計	15 %
4 公の施設の管理を適正かつ 確実に行うための財産的基礎 及び人的構成 (手続条例第4条第3号)	【申請者の財政的基礎及び信用力】 a 指定管理業務を安定確実に行うだけの最低限の経営基盤を有しているか。（※2） b 指定期間内の安定的な事業継続が可能な資金計画となっているか。	5 %
	【申請者の人的構成】 c 施設の機能を十分に発揮した管理運営を実施できる組織体制、職員数、職員構成（資格、経験など）となっているか。 d 職員の指導育成、研修体制は十分か。 e 防災・防犯及び災害・事故等緊急時の体制が確保されているか。（※3）	10 %
	計	15 %

合 計	100%
-----	------

- (※1) 主たる事務所が県外にある民間企業等の評価にあたっては、次の点を考慮して評価することとする。
- ・ 指定管理施設の所在する地域における日常的な活動を通じて、地域のニーズを十分に把握しているか。
 - ・ 指定管理施設の所在する地域の経済団体や公益団体に参画している場合には、そのネットワークを活用した利用促進等が期待できるか。
- (※2) 指定管理業務を安定確実にを行う経営基盤が最低限あると認められれば、資本金の多寡、全国展開の有無等にかかわらず、同等の評価とします。
- (※3) 主たる事務所が県内にある民間企業等と県外にある民間企業等が競合する場合、指定管理施設内の体制のみではなく、例えば、緊急時において主たる事務所からの迅速な応援が期待できるかなども含めて評価することとする。

ウ 審査結果

- (ア) 審査結果については、一次審査、二次審査がそれぞれ終了した時点において、全ての審査対象者に通知します。
- (イ) なお、二次審査の結果概要について、県のホームページ等で次のとおり公表することとします。

<ホームページに記載する項目：二次審査の審査結果表>

審査項目 申請者	1 県民の平等な 利用の確保	2 施設の効用の 最大限の発揮	3 施設の効率的な 管理	4 公の施設の管理を 適正かつ確実に 行うための財産的 基礎及び人的構成	合計
(株)〇〇社					
(有)△△社					
(財)□□社					
指定管理候補予定者：(株)〇〇〇〇 (選定理由)					

※ 審査結果表には、申請者名及びその得点、指定管理候補予定者の選定理由を記載することとします。

第3 指定管理者の指定及び協定の締結

1 指定管理者の指定

選定した指定管理候補者については、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づいて県議会の議決を経たうえで、指定管理者として指定します。

2 協定の締結

(1) 指定管理者による公の施設の管理に係る細目事項については、県と指定管理者との間で協定を締結することとします。

(2) 協定書の主な取決め事項については、次のとおりとします。

- ア 指定管理者が行う管理の業務の内容
- イ 指定管理者が行う管理の基準
- ウ 権利義務の譲渡、一括再委託の禁止
- エ 県が支払う指定管理料の支払方法等に関する事項
- オ 利用料金に関する事項
- カ 事業報告等に関する事項
- キ 県と指定管理者の責任分担に関する事項
- ク 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- ケ 指定期間満了時等における原状回復義務
- コ 指定管理者の損害賠償義務
- サ 管理業務に係る個人情報の保護に関する事項
- シ 管理の業務に関する情報公開に関する事項
- ス 指定管理者の名称等の変更の届出
- セ その他必要と認める事項

第4 その他

1 スケジュール

令和8年	
8月7日(金)	募集要項等の公表
8月7日(金)～8月14日(金)	募集要項の配布
8月19日(水)	説明会の開催
8月24日(月)～8月31日(月)	質問の受付
9月11日(金)(予定)	質問の回答
10月1日(木)～10月8日(木)	申請書受付期間
10月下旬	(一次選考結果発表)
10月下旬	二次選考
11月上旬	指定管理候補予定者の選定(二次選考結果発表)
11月上旬～	指定管理候補予定者との協議
11月議会	指定管理者の指定に関する議決
	指定管理者の指定
	指定管理者と協定の締結
令和9年4月1日	指定管理者による公の施設の管理開始

2 その他留意事項

- (1) 指定期間終了後、若しくは指定取消しにより、次期指定管理者に業務を引継ぐ際は、円滑な引継ぎに協力するとともに、必要なデータ等について提供していただきます。
- (2) 指定管理者の指定に係る申請及び公の施設の管理運営にあたっては、関係法令及び関係条例等を遵守してください。

3 配付資料

- (1) 指定申請書類一式
- (2) 公の施設の管理の業務からの暴力団排除に関する実施要領
- (3) 指定管理者制度におけるスライド制度運用の手引き

4 担当

担 当： 富山県土木部都市計画課業務係（事務担当：富山県総合運動公園） [代表]
富山県生活環境文化部スポーツ振興課（事務担当：富山県武道館）
住 所： 富山県富山市新総曲輪1番7号
FAX： 076-444-4422
電子メールアドレス： atoshikeikaku@pref.toyama.lg.jp